

2016年9月29日 全4頁

米大統領選 候補者の金融規制に対する考え方

銀証分離を定めたグラス・スティーガル法は復活するのか

金融調査部 主任研究員
鳥毛 拓馬

[要約]

- 米国の共和党と民主党は、それぞれ大統領選挙の事実上の公約となる政策綱領を公表している。
- 政策綱領では、金融規制に対する考え方についても示されており、特徴的な内容として、両党ともに、銀行が証券会社と系列関係を持つことを禁止（いわゆる銀証分離）したグラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act）の復活ないしはアップデートを掲げている。
- これに対して、ドッド・フランク法に対する両党の考え方は異なる。民主党は、同法の強化を目指しているのに対し、共和党は、同法に否定的である。共和党からは、同法を修正する金融選択法案（The Financial CHOICE Act）が提出されており、下院金融委員会で2016年9月13日に可決されている。

1. はじめに

米国の共和党と民主党は、それぞれ大統領選挙の事実上の公約となる政策綱領を公表している（共和党：REPUBLICAN PLATFORM 2016¹、民主党：2016 Democratic Party Platform²）。政策綱領では、金融規制に対する考え方についても示されており、特徴的な内容として、両党ともに、銀行が証券会社と系列関係を持つことを禁止（いわゆる銀証分離）したグラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act、以下GS法）の復活ないしはアップデートを掲げている。

本稿では、両党の金融規制に対する考え方について概説する。

¹ 2016年7月18日公表。

https://prod-static-ngop-pbl.s3.amazonaws.com/media/documents/DRAFT_12_FINAL%5b1%5d-ben_1468872234.pdf?mid=76323&rid=13484659

² 2016年7月21日公表。

<https://www.demconvention.com/wp-content/uploads/2016/07/Democratic-Party-Platform-7.21.16-no-line-s.pdf>

2. 共和党の政策綱領

共和党の政策綱領では、「規制：静かな暴政」(Regulation: The Quiet Tyranny) と題する項目で、同党の金融規制に対する考え方が示されている。具体的には、①ドッド・フランク法は、民主党が立法した「ゴジラ」であり、小規模のコミュニティ・バンクや他の貸手を破壊するものである。②商業銀行がリスクの高い投資業に従事するのを禁ずるグラス・スティーガル法の復活を支持する、といった内容が記載されている³。

また、「解放的な金融市場」(Freeing Financial Markets) と題する項目では、③ドッド・フランク法の制定により、コミュニティ・バンクは相当数減少し、残った銀行にとっても規制のコストと複雑さは障害となっている、④ドッド・フランク法の過度な規制は今日の経済停滞の原因となっている、⑤ドッド・フランク法の中で最悪なのは、議会による予算承認を受けない消費者金融保護局 (CFPB: Consumer Financial Protection Bureau) を設立したことである、⑥大きすぎて潰せない金融機関はないと考えており、金融機関の破綻問題は連邦破産法による解決を支持する、といった内容が記載されている⁴。

3. 民主党の政策綱領

民主党の政策綱領では「ウォール・ストリートを統制、金融システムを修復」(Reining in Wall Street and Fixing our Financial System) と題する項目において、同党の金融規制に対する考え方が示されている。その主なものとして、①ウォール・ストリートを雇用創出や生産的経済 (productive economy) に役立つようにする (中小企業にとってローンを使い勝手の良いものにするを含む)、②経済の安定性にシステミックリスクをもたらす、大きすぎて潰せない銀行は解体する、権力があるが故に刑務所に入らない役員はおらず、国民の信頼を苦しめるウォール・ストリートの犯罪者には、より強力な刑事・民事上の責任を迫及する、③CFPB が消費者保護に重要な役割を果たしていることを評価し、共和党の攻撃から CFPB を保護する、④過度の投機と高頻度取引を抑制するためにウォール・ストリートにおける金融取引税の導入を支持する、⑤危険なシャドー・バンキングの活動を監督する新しい規制当局を創設する、⑥アップデートされた現代版のグラス・スティーガル法を制定する、⑦民間セクター、特にウォール・ストリートと連邦政府間のリボルビングドア (回転ドア) を厳重に取り締まる (公職者の天下り禁止など)、⑧米国をより代表するよう連邦準備制度理事会も改革し、金融機関の経営陣が地区の連銀の理事に就任することや、選出されることが許容されないよう戦う、といった内容が記載されている⁵。

³ 脚注 1 p. 28。

⁴ 脚注 1 p. 3。

⁵ 脚注 2 pp. 11-12。

図表1 両党の金融規制に関する主な共通点・相違点

		民主党	共和党
共通点		GS法の復活	
相違点	・ 大きすぎて潰せない金融機関に対する対処	・ 規制当局主導による解体	・ 連邦破産法に則った処理
	・ ドッド・フランク法に対する考え方	・ 強化	・ 基本的に廃止
	・ 消費者金融保護局	・ 現行体制維持	・ 議会による予算承認を受けるなど一定の監督を及ぼす

(出所) 政策綱領を基に大和総研作成

4. グラス・スティーガル法とは

前述のように両党ともに、GS法を復活させるとしている点が共通する。GS法とは、1933年銀行法の通称であり、銀行業務と証券業務の分離を規定していたものである。大恐慌の時代に、米国の銀行がラテン・アメリカの不良債権をつかみ、証券部門の扱う外債を隠れ蓑にして売りさばいていたといった問題や銀行が証券子会社を通じて財務の悪化した貸付先に証券を発行させ、調達した資金を貸付金の返済に充てさせたなどの問題に対処するために制定されたものである⁶。GS法は、図表2の4つの条文により、銀証分離を規定していた。

図表2 グラス・スティーガル法

条文	規制対象	対象機関	内容
16条	銀行本体の証券業務を規制	加盟銀行(※)	証券引受業務を禁止。証券売買業務を国債・一般財源地方債などを除き顧客の注文・計算によるもののみ許容(業務の分離)。
21条		すべての銀行	証券の発行・引受け・売付け・分売を行う者は預金受入業務を禁止(業務の分離)。
20条	銀行と証券会社の関係の規制	加盟銀行(※)	証券の発行・募集・引受け・公売・分売を主として行う組織との関係を禁止(組織の分離)。
32条		加盟銀行(※)	証券の発行・引受けなどを主たる業務として行う会社の役員・職員などとの兼務を禁止(人の分離)。

(※) 連邦準備制度に加盟している銀行。

(出所) 松尾直彦『Q&A アメリカ金融改革法』(金融財政事情研究会、2010年) p.19に大和総研加筆

GS法は、1999年に制定されたグラム・リーチ・ブライリー法(Gramm Leach Bliley Act、以下GLB法)により、組織の分離を規定した20条と人の分離を規定した32条が廃止された⁷。こ

⁶ 詳細については武藤敏郎・大和総研編『米国発金融再編の衝撃』(東洋経済新報社、2009年) p.203以降参照。

⁷ GS法の廃止とGLB法の制定経緯等については、脚注6の書籍参照。

れにより、子会社・兄弟会社を通じた銀行・証券間の相互参入が自由化された。もともと、16条、21条は廃止されず存続したので、銀行本体による証券業務については依然として、一定の範囲に制限された。

2008年に起こった金融危機を端緒として、2010年に成立したドッド・フランク法では、GS法を復活させ銀証分離規定を設けられることはなかった⁸。

5. ドッド・フランク法に対する考え方

前述のようにドッド・フランク法に対する両党の考え方は異なる。

民主党は、政策綱領で、オバマ大統領のもとで制定されたドッド・フランク法を力強く実施（implement）、施行（enforce）、強化するとしている⁹。

一方、共和党は、政策綱領に示されている通り、ドッド・フランク法に対して否定的である。なお、共和党からは、同法を修正する金融選択法案（The Financial CHOICE Act）が提出されており、米国の下院金融サービス委員会で2016年9月13日に可決された¹⁰。現在、下院（本会議）に送付されている。法案の主な内容としては、①金融安定監視評議会（FSOC：Financial Stability Oversight Council）のシステム上重要な金融機関（SIFIs：Systemically Important Financial Institutions）を指定する権限について遡って無効にする、②ボルカー・ルール¹¹の廃止、③CFPBの名称を消費者金融機会委員会（Consumer Financial Opportunity Commission：CFOC）に変更し、1人の長官による体制から5人の委員で構成され（委員会制）、議会による監督と予算制約を受ける体制に変更すること¹²などが盛り込まれている。

以上のように両党ともGS法の復活を主張する一方、ドッド・フランク法に対する考え方は異なる。このため、両党の金融規制に対するスタンスは異なる。民主党はドッド・フランク法の強化を主張しているため、結果として、ドッド・フランク法にGS法の趣旨を加える若しくは上乗せするといったことになるものと考えられ、全体として金融規制を強化する方向と評価できよう。これに対し、共和党は、ドッド・フランク法を修正し、代わりにGS法を復活させる方向であるといえよう。ただ、両党とも選挙のための政策綱領で主張しているに過ぎず、ドッド・フランク法とGS法の復活の関係を詳細に整理しているわけではないものと思われる。

⁸ 松尾直彦『Q&A アメリカ金融改革法』（金融財政事情研究会、2010年）p. 19。

⁹ 脚注2 p. 11。

¹⁰ 下院金融サービス委員会ウェブサイト

<http://www.financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=401011>

¹¹ ボルカー・ルールについては以下の大和総研レポートを参照。

横山 淳「ボルカー・ルール（自己勘定取引の禁止編）」（2014年3月7日、大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140307_008301.html

横山 淳「ボルカー・ルール（ファンド投資等の規制編）」（2014年7月31日、大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140731_008811.html

¹² 1人の長官に権限が集中することや予算の承認による議会の統制を受けていないことを懸念し、証券取引委員会など同様の組織形態を目指しているものと考えられる。なお、奥山裕之「米国における金融消費者保護局の設立と展開」（国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』No. 780 平成28年1月号）を参照。